

五、半以上十、半未満、同一、月半俵
 四、半三、半間の賃付る年改給俸月給の一、月俵。
 三、半以上五、半未満、斎齋一、半の付置齋の目より
 因り係員に
 五、半、職員に係員に八階、職員に係員に六階より
 五、半未満、
 六、半、職員に係員に四、半の三、職員に係員に二、半の一
 七、半の付置
 八、半、三、半以上五、半未満、斎齋又付置「」より三、半の付置「」亦
 九、半、職員年當の俸給（職員に付置「」）
 十、半、職員に五、半、職員に五、半よりなる。
 十一、半、職員に五、半の給を給するに、係員に五、半の給を給するに
 十二、半、職員に五、半の給を給するに、係員に五、半の給を給するに

法人 財團 協調會 福岡出張所
 法人 財團 協調會 福岡出張所

法人 財團 協調會 福岡出張所

十年以上、 同三ヶ月分

三、住宅料支給範囲の擴張

從來驛長機關庫主任機關手（心得を含む）に限り住
 宅料一ヶ月五圓の支給を、今回更に吉塚驛詰所配車
 係員にも同様支給す。

四、當直手當の改正

現業員當直手當は、一回に付雇員二十錢備人十五錢
 なりしを、身分の別を廢し一回に付一律に三十錢支
 給す。

列車乗務員機關庫乗務員にして終點驛に宿泊の場合
 は、一夜に付、社員三十五錢雇員三十錢備人十五錢
 なりしを、一律に五拾錢支給す。

右改正諸事項の中第一項の停年制に該賞する者現在十一名